

1 入札規程〔木材共販規程第6条〕

1. 入札者は、木材業者・製材業者又は一般需要者とする。
ただし、入札者が当組合に対する債務について支払義務を怠るなどの場合は、入札を拒否することができるものとする。
2. 入札方法は、極積毎に下見表に表示した単位当りの価格を、当組合の交付する所定の用紙に記入して行うものとする。
3. 入札者は、入札保証金10万円を現金を以って入札開始時刻迄に当組合に納入するものとする。
ただし、買受保証積立金を納入している者は、この限りでない。
入札保証金は落札者については売買契約保証金に振り替え、不落者に対しては入札終了後還付するものとする。
4. 入札者は、本人または代理人が直接入札場所において入札するものとし、電信・郵便での入札は開札開始前までに到着しなかったものは無効とする。
5. 入札及び開札は、当組合が指定した時刻及び場所に於て行う。
6. 入札は、現物確認の上、行うものとし、品質・数量その他落札後の現品について異議を申し立てることはできない。
7. 入札の最高値を以って落札とし、同値の場合は抽選により決定する。
ただし、当組合の予定価格に達しないものは落札としない。
8. 落札者には、当組合が発行する売上請求書を送付することによって、売買契約締結完了の手續きに替えるものとする。
9. 落札者は、落札の日から7日以内に落札金額を現金又は小切手で支払うか、又は、当組合の指定した銀行口座あてに振込むものとする。
ただし、当組合が認めた者については、別に定める要領により手形によって代金決済をすることができる。
10. 落札物件の搬出は、代金納入の日から3日以内とする。ただし、銀行振込の場合は、振込を確認できる書類を当組合に提示のうえ引取るものとする。また、上記期間内に搬出しない場合は1日[㎡]当たり100円【細丸太は、1本当たり1円】の保管料を徴収することとする。
11. 落札者が9項の期日までに売買代金を納入しない場合は、この契約を解除し既に納入した契約保証金の返済はしない。
12. 落札物件の搬出に際し、積込みを希望する場合は、落札者【買受人】は次の積込料を当組合に納入するものとする。

一般素材	1 [㎡] 当たり	700円	細丸太	1本当たり	15円
------	--------------------	------	-----	-------	-----

特殊材及びその他の素材は50%増とする。
13. 本規程に別段の定めなきものについては、すべて当組合の定める処による。
14. 丸太の積込みは、早朝 7:00以降とする。